

「週休 2 日」工事実施要領（一般土木工事編）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する事業（港湾事業、営繕事業を除く）において、「週休 2 日」工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお、港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業については、「「週休 2 日」試行工事実施要領(港湾・漁港工事編)」，営繕事業については、「営繕工事における「週休 2 日」工事実施要領」を別途定める。

（目的）

第 2 条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休 2 日が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（対象工事）

第 3 条 対象工事は、原則として土木部が所管する事業（港湾事業、営繕事業を除く）の全ての工事（土木工事標準積算基準書を用いて積算を行う業務委託を含む）とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

（発注形式）

第 4 条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

また、週休 2 日の種別については「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日（週単位の週休 2 日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（現場閉所型）」の月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日、または「週休 2 日（交替制）」とすることができる。

「週休 2 日（交替制）」の完全週休 2 日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（交替制）」の月単位の週休 2 日、もしくは通期の週休 2 日とすることができる。

なお、「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日として発注した場合において、受注者が「週休 2 日（交替制）」を希望するときは、受発注者間で協議し変更することができるものとする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休 2 日」工事である旨を明示するものとする。

（週休 2 日の定義）

第 5 条 本要領における週休 2 日の定義は下記のとおりとする。

（1）週休 2 日工事

週休 2 日（現場閉所型）工事及び週休 2 日（交替制）工事の総称をいう。

(2) 週休 2 日（現場閉所型）工事

1) 週休 2 日

① 完全週休 2 日（週単位の週休 2 日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週 7 回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5% 以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休 2 日

対象期間内において、28.5% 以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

① 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間

② 工場製作のみを実施している期間

③ 工事の全体を一時中止している期間

④ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休 2 日（交替制）工事

1) 週休 2 日

① 完全週休 2 日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平

均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

① 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

② 工場製作のみを実施している期間

③ 工事の全体を一時中止している期間

④ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 平均休日率

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

（実施手続）

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（一般土木工事）【完全週休2日】（別紙1参照）」を発注者に提出する。

月単位の週休2日工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表（一般土木工事）【月単位・通期】（別紙2参照）」を再提出すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

2 受注者は、「週休2日」工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）につい

て発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

- 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数、または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、月単位の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表1、2に示す補正係数を乗じるものとする。

① 週休2日（現場閉所型）工事

完全週休2日

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 1

【現場管理費率】 1. 0 2

② 週休2日（交替制）工事

完全週休2日

【労務費】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 2

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位（完全週休2日含む）の週休2日以上を取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

(留意事項)

第9条 「週休2日」工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、完全週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月15日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別 表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別 表 2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

参 考

[一般土木工事]

	現場閉所型	
	月単位の週休 2 日	完全週休 2 日
労務費	1 . 0 2	1 . 0 2
共通仮設費率	1 . 0 1	1 . 0 2
現場管理費率	1 . 0 2	1 . 0 3

	交替制	
	月単位の週休 2 日	完全週休 2 日
労務費	1 . 0 2	1 . 0 2
現場管理費率	1 . 0 2	1 . 0 3

休日取得計画実績表（一般土木工事）【完全週休2日】

工事名 : ○○工事
工事着手日 : 令和7年7月8日 (火)
工事完成届出日(予定) : 令和8年3月17日 (火)

工事期間 : 253

[illegible][illegible][illegible]

月	2025年7月									
日	21	22	23	24	25	26	27	土日祝日数	3	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	休暇等	0	
行事								対象期間	7	
								計画日数	2	
								計画率	28.6%	
休暇等								閉所日数	2	
計画実績						休	休	現場閉所率	28.6%	
						完全	週休2日達成		NG	

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

休日取得計画実績表（一般土木工事）【月単位・通期】

工事名 : ○○工事
工事着手日 : 令和6年4月1日
工事完成届出日(予定) : 令和7年3月31日 工事期間 : 365

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	365	0	0.0%
実績	365	0	0.0%

通期達成状況	未達成
月単位達成状況	未達成

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

「週休 2 日」工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休 2 日」工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
 な お し て い ま す



かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和○○年○○月○○日まで
 時 間 帯 ○：○○～○：○○

道路改築工事(○○○○R○ー○工区)

発注者 鹿児島県○○地域振興局

建設部○○○○課

電話 099-***-****

施工者 ○○○○○建設株式会社

電話 099-***-****

※交替制で週休2日工事を実施している場合は“「週休2日」工事(交替制)”と記載

「週休 2 日」工事実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	完全週休 2 日（現場閉所型 or 交替制）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【実施要領第 7 条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を明示 【実施要領第 4 条関係】
↓			
契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 1 項関係】	受理
↓			
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休 2 日」工事である旨を明示 【実施要領第 6 条第 2 項関係】	確認
	現場閉所の確認	月 1 回程度を目安とし、現場閉所または、平均休日率を確認できる資料等について受注者に提示し、確認を受ける。 【実施要領第 6 条第 3 項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	実施の結果、完全週休 2 日、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は補正分を減額変更。 【実施要領第 7 条関係】
↓			
完成時	実施報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	現場閉所または、平均休日率を確認できる資料等により取得実績を確認 【実施要領第 6 条第 4 項関係】
↓			
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、点数を減ずる。 対象期間において、月単位の週休 2 日（完全週休 2 日含む）達成時は、加点評価。 【実施要領第 8 条関係】